

土地連会報

所用組合の3義
土地連会報
発行所 東京都千代田区
編集者 久米邦武
印刷者 八重工業株式会社
〒100 東京都千代田区千代田
電話 03(981)868-6270
FAX 03(981)863-0047

新会長に新城馨氏

安富副会長は留任

土地連会報は、今年の四月一日に理事会を招集し、定款第三十条の規定に基づき新会長、副会長の互選を行った結果、全会一致で新城馨氏に新会長、副会長に安富朝榮理事・全武町への留任を決定致しました。
新会長の新城氏は、昭和十九年に沖繩県立第一中学校を卒業、昭和二十五年に米國留學、帰國後は琉球政府、米資系企業などに勤め、昭和五十二年から北谷町軍用地等地主会長に就任、軍用地問題にも明るく、今後の指導力に大きな期待が寄せられていきます。



新城会長

会長就任挨拶要旨
ただいま会長に就任致しまして、誠にありがとうございます。引き続き、軍用地問題の解決に努め、地主の利益を守り、地域の発展に貢献してまいります。



安富副会長

副会長就任挨拶要旨
引き続き、軍用地問題の解決に努め、地主の利益を守り、地域の発展に貢献してまいります。

理事会

比嘉仁一理事ら 退任
比嘉理事と比嘉副理事は、所在する自衛隊施設用地の全面返還で地主の意向を尊重し、退任致しました。

に存する次第であり、また、組織の充実強化を図るため、理事会の刷新も検討されています。また、組織の充実強化を図るため、理事会の刷新も検討されています。

が、皆様方の推薦により、再び副会長を務めることとなります。引き続き、軍用地問題の解決に努め、地主の利益を守り、地域の発展に貢献してまいります。

平成6年度 軍用地料 政府予算額

総額 638億円
単価アップは平均5%

沖縄県における軍用地等貨物料については、毎年適切な増額改定の措置を要請してまいりましたが、とりわけ「軍転特措法の制定」と、沖縄県における軍用地等貨物料については、毎年適切な増額改定の措置を要請してまいりましたが、とりわけ「軍転特措法の制定」と、沖縄県における軍用地等貨物料については、毎年適切な増額改定の措置を要請してまいりましたが、とりわけ「軍転特措法の制定」と、

地主会別融資状況表

地主会名	平成5年度				平成6年3月末現在				地主会名	平成5年度				平成6年3月末現在			
	融資額	件数	あつせん額	件数	金額	融資額	件数	あつせん額		件数	金額	融資額	件数	あつせん額	件数	金額	
国頭村	6,581	1	570	8	3,085	那覇市	37,609	13	11,000	123	51,676						
東村	1,262	0	0	18	91	(字安次嶺)	(8,680)	(5)	(4,500)	(29)	(12,877)						
本部町	402	0	0	1	20	(字赤嶺)	(832)	(0)	(0)	(0)	(0)						
名護市	6,412	8	5,450	45	19,234	(字具志)	(4,135)	(1)	(1,000)	(17)	(5,824)						
恩納市	15,369	4	4,000	49	12,544	(字小楯)	(416)	(0)	(0)	(2)	(88)						
宜野座村	4,458	0	0	18	1,935	(字宮城)	(3,256)	(1)	(1,000)	(6)	(3,346)						
金武町	20,828	16	12,650	102	47,391	(字高良)	(1,143)	(0)	(0)	(4)	(1,740)						
伊江村	17,284	20	8,670	211	53,189	(字大嶺)	(7,745)	(2)	(1,400)	(24)	(7,322)						
石川市	3,378	2	1,800	3	1,760	(字田原)	(191)	(0)	(0)	(1)	(400)						
勝連町	12,942	4	2,400	69	24,658	(字鏡木)	(8,281)	(2)	(2,000)	(28)	(13,239)						
具志川市	21,939	14	11,470	85	28,921	(字当間)	(2,930)	(2)	(1,100)	(12)	(6,840)						
沖繩市	80,730	42	33,200	304	134,933	那覇	21,700	5	4,300	60	23,367						
読谷村	59,711	20	14,850	174	61,101	東風平町	339	0	0	3	1,634						
嘉手納町	72,492	34	31,600	291	131,779	具志頭村	432	0	0	0	0						
北谷町	60,898	26	24,180	216	103,554	知念村	1,695	0	0	4	1,395						
北中城村	24,988	10	7,460	32	20,944	佐敷町	1,640	0	0	0	0						
宜野湾市	21,785	5	4,200	79	36,273	糸満市	2,889	2	2,000	8	1,299						
浦添市	15,267	11	9,700	61	23,689	具志川市	1,628	0	0	0	0						
浦添	3,439	0	0	15	6,426	合計	518,097	237	189,500	1,979	790,898						

昭和六十一年度(第三回) 融資あつせん額 九億八千八百四十一万円
 昭和六十二年(第四回) 融資あつせん額 一億九千七百四十七万円
 昭和六十三年(第五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十四年(第六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十五年(第七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十六年(第八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十七年(第九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十八年(第十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和六十九年(第十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十年(第十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十一年(第十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十二年度(第十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十三年(第十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十四年度(第十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十五年(第十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十六年(第十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十七年(第十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十八年(第二十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和七十九年(第二十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十年(第二十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十一年(第二十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十二年(第二十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十三年(第二十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十四年(第二十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十五年(第二十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十六年(第二十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十七年(第二十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十八年(第三十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和八十九年(第三十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十年(第三十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十一年(第三十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十二年(第三十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十三年(第三十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十四年(第三十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十五年(第三十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十六年(第三十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十七年(第三十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十八年(第四十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 昭和九十九年(第四十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成元年(第一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二年(第二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三年(第三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四年(第四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五年(第五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成六年(第六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成七年(第七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成八年(第八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成九年(第九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十年(第十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十一年(第十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十二年(第十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十三年(第十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十四年(第十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十五年(第十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十六年(第十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十七年(第十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十八年(第十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成十九年(第十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十年(第二十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十一年(第二十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十二年(第二十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十三年(第二十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十四年(第二十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十五年(第二十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十六年(第二十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十七年(第二十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十八年(第二十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成二十九年(第二十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十年(第三十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十一年(第三十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十二年(第三十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十三年(第三十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十四年(第三十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十五年(第三十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十六年(第三十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十七年(第三十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十八年(第三十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成三十九年(第三十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十年(第四十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十一年(第四十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十二年(第四十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十三年(第四十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十四年(第四十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十五年(第四十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十六年(第四十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十七年(第四十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十八年(第四十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成四十九年(第四十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十年(第五十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十一年(第五十一回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十二年(第五十二回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十三年(第五十三回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十四年(第五十四回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十五年(第五十五回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十六年(第五十六回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十七年(第五十七回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十八年(第五十八回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成五十九年(第五十九回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成六十年(第六十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円
 平成六十年(第六十回) 融資あつせん額 一億七千七百八十八万円

土地連共済融資
平成5年度 融資総額18億9,500万円
共済融資事業十年を迎う

昭和五十九年十月に発足した共済融資事業は、平成五年で十年を迎えました。この間に、共済融資事業は、融資総額18億9,500万円、融資件数237件、あつせん額1,979億円を達成しました。

金融機関別融資状況表

金融機関	件数	平成6年3月末残高
沖縄県信連	766	281,315
琉球銀行	404	160,499
沖縄銀行	371	140,112
コザ信用金庫	247	123,771
沖縄海邦銀行	177	77,430
沖縄信用金庫	14	7,771
合計	1,979	790,898

単位:万円

融資枠をプール制へ移行

これまで共済会融資枠の管理及び融資あっせん額の調停は、融資あっせん額単位のみに進められてきたが、融資枠の効率的運用を図るため、従来の方法を改め、土地連合会において融資枠の管理及び融資あっせん調停を行うことが決まりました。

これまで、融資枠が少ない地主においては、融資申請書の併申込額がかなり制限されてきましたが、融資枠をプール制へ移行することにより、借入額が希望どおりに申込めることができようになりました。

ただし、借入申込者の融資申込額の総額が、土地連合会で管理している融資枠の総額を超えない場合は、借入申込額を減額調整することもあります。

この融資枠のプール制への移行は平成6年九月二十日から実施いたします。

会員の融資資格の改正

これまで、昭和五十九年八月二十八日以後加入する会員の融資資格については従来のとおり十万円と加入後十月経過しなければならず、融資枠の有ることができなくなりました。

なお、加入に伴う拠出金は従来のとおり十万円とされており、

【特報】

平成七年四月一日から 随時貸付けを実施

融資の条件

これまで当連合会の共済会金貸付につきましては、期間が限定され共済会員の皆様にはご迷惑をおかけ致しましたが、このたび平成七年度(平成七年四月一日)から随時融資貸付が実施され、借入申込額が融資枠を超過しない限り、随時貸付けが行われることになりました。

- 一 融資資格者
土地連合会会員または、その一親等以上の続柄の者
- 二 融資限度
最高額、〇〇〇万円(但し融資枠の減少により限度を制限することもある)
- 三 融資期間
十五年以内
- 四 利率
長期プライムレートを適用
- 五 担保
当該軍用地及びその他
- 六 保証人
原則として必要ありません。

平成6年度 運動方針、事業計画を承認

軍転特措法の早期制定を要請

沖縄県軍用地等地主連合会(土地連)の第五回定期総会が、平成六年三月十八日(午後二時)から沖縄県青年会館ホールにおいて、代議員八十八人、代議員候補二十一人の出席の下開かれ、

総会は、徳元会長より挨拶並びに経過報告が行われた後、議程に依り、①平成六年度運動方針並びに事業計画、②平成六年度一般会計収支予算、③平成六年度共済会特別会計収支予算、④平成六年度居所不明土地管理特別会計収支予算、⑤平成六年度貸付料受領特別会計収支予算、⑥平成六年度会館運営特別会計収支予算、⑦任期満了に伴う理事及び監事の改選の七議案について審議、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

平成六年度予算のうち、一般会計収支予算は、二億二千二百七十七万七千円、前年度より六千六百三十三万円の増額となっています。この増額は、主に故桑江朝幸氏銅像建立に伴うものです。共済会特別会計収支予算額二千八百二十六万一千円、二千六百千円減、居所不明土地管理特別会計収支予算額一千五百一十七万八千円(四百一十七万七千円減)、貸付料受領特別会計収支予算額五千五百三十三万八千円(二億三千三百一十三万九千円減)、会館運営特別会計収支予算額三百九十五万五千五百円(二万四千円)増となっている。

なお、議決前に先だち、昨年十月十六日(急遽)された桑江朝幸顧問(初代土地連会長)の葬儀を祈り、全員で哀悼の誠を捧げました。

徳元会長退任

8期16年務む



徳元会長挨拶要旨

本日は議事日程にもあり、まずよまじ、平成六年度の運動方針並びに事業計画案、一般会計収支予算案、特別会計収支予算案、それぞれ防衛施設法の大幅な下回る員改選など七件の議案を提案することになりました。このうち、何卒慎重にご審議の上、ご承認願います。

ようこそ、承認願います。

三〇億円増額の六三三億円、特に、当連合会の初代会長長並びに顧問として、軍用地問題の解決に、その生涯を捧げてくれた桑江朝幸氏が昨年十月に急逝されたことは誠に残念至極に思っています。今後には至らなかつたこと、私共として、更に桑江氏これまでの数々のご功績を踏まえ、これを歴史に顕彰すべきであると考え、戦後五十年を迎える来年八月を目処に、桑江朝幸氏の銅像建設計画を今年、新事業として推進いたしましたこと、御座います。この調同頂きますようお願いします。

次に、平成六年度の軍用地利権返還の進捗状況について報告申し上げます。平成六年度の防衛施設返還軍用地利権については、要

第50回 定期総会

跡地が有効に利用されていない沖縄県の特長事情にかんがみ、日米間で返還が意された駐留軍用地については、総合的かつ計画的な返還方法並びに返還地の有効利用の促進に関する制度的措置が是非必要であることに、同特別措置法の制定にあたっては沖縄県において作成された要綱案を参考にし、県、関係省庁並びに国会関係に強く要請して参っております。また、その実現にまで至っていないのは甚遺憾に思っております。

しかしながら、同特別措置法の制定については、既に県議会や市町村議会においても全会一致をもって意見書の採択がなされ、その必要性についてようやく認識されるようになってきたので、必ずしも近いうちに整備を聞くことも確信して参ります。

次に、共済融資事業の実況についてご報告申し上げます。

昭和五十九年に発した共済融資事業は、皆様のおかげをもちまして、今年十月で満十年を迎えることになりました。この間、着実に大きな成果を挙げて参っており、関係金融機関との協働融資は今年二月現在の融資残高は約七六億円に達し、借入件数も一、九五〇件には達しております。

共済制度を発足させた当初は、協力金金の募集に大変苦労しましたが、ご協力のおかげにより、順調に推移して参っております。誠に喜ばしい限りであります。

これもひとえに皆様方の絶大なご協力のおかげによることを、心より感謝申し上げます。また、共済制度発足十年の節目を記念に、ささやかな祝賀会も催したいと考えております。

本席には、他の都道府県

運動方針

一、軍用地等貸付料について、金銭的な詳細方法の通知に際しては、当面の見直しに際しては、改定を要請するよう要請し、その実現を期す。

二、軍用地等の返還に関する特別措置法については、沖縄県において作成された「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(仮称)案」をもとに、早急に制定するよう要請し、その実現を期す。

三、共済会制度の拡充強化を図るとともに、当該基金に特化した特別な取組を要請し、その実現を期す。

四、軍用地の内における跡地未確定地域の早期解決を要請し、その実現を期す。

五、対米請求権事業の各種損失補償について適切な措置を要請し、その実現を期す。

六、軍用地等周辺の全防犯防止並びに環境整備に関する要請を期す。

事業計画

- (1) 調査活動並びに資料収集
- (2) 軍用地等貸付料の年次更新に関する調査研究並びに関係資料の収集を図る。
- (3) 共済融資事業に関する調査研究並びに関係資料の収集を図る。
- (4) 地籍未確定軍用地等に関する調査研究並びに関係資料の収集を図る。
- (5) 対米請求権事業に関する調査研究並びに関係資料の収集を図る。
- (6) 軍用地等周辺の公害並びに環境整備に関する調査研究並びに関係資料の収集を図る。
- (7) 軍用地等の財産管理(土地)所有者居所不明土地)について所有権者の確認調査並びに関係資料の収集を図る。
- (8) 運動方針に基づき、諸問題の早期解決に対する陳情折衝等を行う。
- (9) 関係機関に対する陳情折衝等の推進強化を図る。

第四案第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第〇〇号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関所掌事務に属するものを除く。)

理由

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、沖縄県の生活ある発展並びに住民の均等の安否及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約六十億円の見込みである。

賛成者
上原 康助(社会)
前島 秀行(社会)
土肥 隆一(社会)
仲村 正治(新生)
長内 順一(新生)
矢上 雅彦(自明)
小山 忠正(民主)
鳩山由紀夫(さきがけ)
古賀 実吉(共産)

賛成者
日本社会党・護憲共同
公明党
新党さきがけ
日本共産党

地主の意向を反映した軍転特措法制定を

縣案の課題であった返還方法についての措置、跡地利用の促進に關する措置等が、軍転特措法として今回、原案より進歩した。原案に於ては、跡地利用の促進に關する措置等が、軍転特措法として今回、原案より進歩した。原案に於ては、跡地利用の促進に關する措置等が、軍転特措法として今回、原案より進歩した。

ろは十九年もかかっておりました。これは、ごま切れ返還や三十日間の返還通知という、返還の在り方に関する問題があるとは言っても、ありませぬが、軍用地の殆どが民公有地で占められておるといふこと、大きな問題がある。因らなっております。この沖縄の特殊性がある。返還後の地

返還軍用地の公共事業施行に関する遊休化状況

(単位: ha) 平成4年6月10日調査

番号	市町村名	施設名	事業名	事業面積(返還面積)	返還の状況(返還年月日(面積))	施行年月日(事業認可)	遊休期間(返還～施行)	完了年月日(換地処分)	未利用期間(返還～完了)
1	石川市	石川ビーチ	白浜原	10.0 (8.8)	昭44.8.31(0.2) 昭47.5.14(8.6)	昭52.2.7	7年5月 4年8月	昭54.12.6	10年3月 7年6月
2	〃	東恩納弾薬庫	前原	23.6 (62.8)	昭47.5.14(62.8)	昭53.3.13	5年10月	昭61.9.16	14年4月
3	〃	〃	前原西	12.2 (12.2)	昭47.5.14(12.2)	昭62.2.16	14年9月	平3.3.31	18年10月
4	具志川市	天願通信所	天願	97.5 (97.4)	昭48.9.15(94.6) 昭58.6.30(2.8)	昭55.1.24	6年4月	平3.3.31	17年6月 7年9月 23年1月
5	沖縄市	泡瀬通信施設	泡瀬	77.2 (65.0)	昭40.2.15(2.4) 昭40.8.15(22.0) 昭41.6.30(4.7) 昭43.7.31(3.9) 昭45.7.10(32.0)	昭51.10.28	11年8月	昭63.3.15	17年8月
6	〃	キャンプ・ヘーグ	登川	34.1 (61.8)	昭52.5.14(61.8)	昭58.11.4	6年5月	平2.1.16	12年8月
7	〃	泡瀬通信施設	比屋根	87.5 (144.4)	昭51.3.31(66.4) 昭52.3.31(78.0)	昭61.2.4	9年10月 8年10月	平8.3.31	20年0月 19年0月
8	読谷村	嘉手納住宅地区	古堅	12.4 (10.2)	昭52.5.14(0.1) 昭52.11.30(10.1)	昭55.12.18	3年7月 3年0月	平1.12.8	12年6月 12年0月
9	北谷町	瑞慶覧通信所	桃原	6.8 (11.8)	昭51.3.31(11.8)	昭58.8.19	7年4月	昭61.10.2	10年6月
10	〃	キャンプ・瑞慶覧(ハンビー)	北前	42.5 (42.5)	昭52.5.14(4.3) 昭56.12.31(38.2)	昭59.3.22	6年10月 2年2月	平2.4.14	12年11月 8年3月
11	〃	キャンプ・瑞慶覧	桑江	22.9 (22.9)	昭56.12.31(22.9)	昭60.11.15	3年10月	平5.3.31	11年3月
12	宜野湾市	キャンプ・ブーン	宇地泊	16.1 (15.3)	昭44.10.31(0.2) 昭49.12.10(15.1)	昭52.12.24	8年10月 3年0月 19年10月	昭58.10.20	13年11月 8年10月 29年6月
13	〃	キャンプ・マーシー	真志喜	47.0 (40.9)	昭36.9.10(0.8) 昭39.1.31(2.5) 昭40.6.30(0.8) 昭49.12.20(6.2) 昭51.3.31(30.7)	昭56.7.31	5年4月	平3.3.31	15年0月
14	〃	普天間飛行場	野嵩	33.7 (0.3)	昭52.3.31(0.3)	昭59.6.30	7年3月	昭3.3.31	14年0月
15	那覇市	那覇港湾施設	山下	6.7 (5.2)	昭40.6.30(5.2)	昭43.10.8	3年3月	昭52.1.31	11年7月
16	〃	那覇第2貯油施設	与儀	38.8 (19.6)	昭47.5.14(19.6)	昭48.11.15	1年6月	平3.3.31	18年10月
17	〃	那覇空軍海軍補助施設	小金山	108.8 (99.1)	昭55.3.31(91.6) 昭56.10.31(1.0) 昭58.3.31(5.7) 昭59.5.31(0.8)	昭58.8.11	3年4月	平4.3.31	12年0月 7年10月
18	〃	牧港住宅地区	那覇新都市	214.0 (191.9)	昭52.4.30(22.9) 昭60.5.14(2.4) 昭62.5.31(166.6)	平4.9.28	15年5月 5年4月	平11.3.31	21年11月 11年10月
計				891.8 (912.1)					15年9月 12年9月 14年3月

※市町村別約10ha以上について調査

主への補償については、同法案からすると、返還の翌日から、三年を超えない範囲内において政令で定める期間より算定すると、返還実施に要する額が、地主の意向を反映した計画の返還に努めることになっておる。これが、地主の意向を反映した計画の返還に努めることになっておる。これが、地主の意向を反映した計画の返還に努めることになっておる。

故 桑江朝幸顕彰事業を開始

一軍用地問題解決などの功績を讃え一



桑江朝幸氏は、昭和二十一年十月、琉球王國から帰郷後、翌年から県内を東奔西走し、「軍用地料の支払い獲得運動」講和前の損失補償獲得運動の啓蒙活動を展開。昭和二十八年四月、土地収用令が公布。真和志村を皮切りに江村、小椋村、宜野湾村と次々に土地明渡命令が発動されていく中で、民間組織である市町村軍用地特別委員会(土地連)が結成され、その初代会長に就任した。以後、「一括払い阻止運動」「四原則貫徹運動」に奔走し、その成果を挙げた。また立法院議員四期、沖縄市長二期を務めた。氏は、捕虜観念が強かった終戦直後において、戦後軍用地問題に對し、最初に軍用地問題に取組む。次に軍用地主の財産権にかかわる諸問題を解決してまいりました。

今回の顕彰事業は、氏のこれらの功績を讃え、永く後世に顕彰し、ういう必要があるという趣意で計画されたもので、土地連会においては、第五十回定期総会にて、第五十回定期総会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。

土地連会の第五十回定期総会(平成六年三月十八日開催)において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。

故桑江朝幸氏は、昭和二十一年十月、琉球王國から帰郷後、翌年から県内を東奔西走し、「軍用地料の支払い獲得運動」講和前の損失補償獲得運動の啓蒙活動を展開。昭和二十八年四月、土地収用令が公布。真和志村を皮切りに江村、小椋村、宜野湾村と次々に土地明渡命令が発動されていく中で、民間組織である市町村軍用地特別委員会(土地連)が結成され、その初代会長に就任した。以後、「一括払い阻止運動」「四原則貫徹運動」に奔走し、その成果を挙げた。また立法院議員四期、沖縄市長二期を務めた。氏は、捕虜観念が強かった終戦直後において、戦後軍用地問題に對し、最初に軍用地問題に取組む。次に軍用地主の財産権にかかわる諸問題を解決してまいりました。

今回の顕彰事業は、氏のこれらの功績を讃え、永く後世に顕彰し、ういう必要があるという趣意で計画されたもので、土地連会においては、第五十回定期総会にて、第五十回定期総会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。早稲、故桑江朝幸顕彰事業委員会を設置し、同事業を開始。既に今年の八月十日の理事会において、故桑江朝幸顕彰事業の承認を受けた。